

須坂市 農業委員会だより

第90号

発行編集
須坂市農業委員会
〒382-8511
須坂市大字須坂1528-1
☎026-248-9015



「地域計画」策定に向けた 話し合いを実施しました

市農林課と農業委員会では、地域計画策定に向けて地域の課題と解決策を皆で考える地域協議の場を6会場で開催、第1回目の話し合いを8月1日から22日にかけて実施しました。

主な内容

- 地域計画策定に向けた話し合いを実施
 - 全国農業新聞のご購読を
 - 農業者年金に加入しませんか
 - 農業施策に関する意見書を提出しました
 - 農地の貸借の方法が変わります
 - 三浦市で須坂産農産物を直売！
 - 農作物盗難防止パトロールを実施しました
 - 農地パトロールを実施しました
 - 野焼きは原則禁止です！
- 編集後記

東地区、豊丘地区では8月2日、仁礼コミュニティセンターにおいて、地区農業者や農業委員など、27人が参加して第1回目の話し合いが行われました。

話し合いは、大字ごとに参加者が分かれ、地域農業の課題を付せんに書き込みながら話し合うワークショップ形式を採用、遊休農地や鳥獣害などの地域の課題と解決策について話し合いが行われました。和気あいあいの中、話し合いも進み、参加者からはこういう機会をもっと増やしてほしいとの声もあがりました。

協議の場は12月も予定されており、1月中旬に9地区で地域計画の案をまとめ、3月末に市ホームページなどで公表する予定になっています。

全国農業新聞の購読を

全国農業新聞は、わかりやすい農業・農政の解説や経営・流通の最新情報等が満載で皆様の暮らしに役立ちます。

ぜひご購読ください。

(月4回金曜日発行
購読料・月700円〔送料消費税込〕)

(購読を希望される方は、農業委員または農業委員会事務局まで連絡ください。)

農業者年金で農業者の 老後に安心を！

老後の生活を支えるための備えとして農業者年金に加入しませんか。

§ 農業者年金の加入要件 §

- 国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く。)
- 年間60日以上農業に従事
- 60歳未満

§ 農業者年金のメリット §

- 支払った保険料の全額が社会保険料控除の対象になります。

- 積立方式・確定拠出型で長期安定の制度で安心です。
- 終身年金で80歳前に死亡した場合は一時金が支給されます。

- 保険料の額は千円単位で自由に設定できます。
- (月額2万円〜6万7千円)

問合せ
農業委員会事務局

☎026-248-9015
JANAがの須坂支所
☎026-245-1300

「農業施策に関する意見書」を市長に提出

須坂市農業委員会では、去る11月19日、三木市長に「須坂市農業施策に関する意見書」を提出しました。

当日は、神林会長、丸山農業振興対策部会長、吉池農地対策部会長、湯本農業後継者対策部会長の4名が出席、意見書を市長に手渡したのち、各部会長から意見書の内容についての要旨を説明しました。

今年度提出した意見書（要旨）は次のとおりです。

I 農業振興対策について

(1) 須坂市のブランド力向上について

当市のふるさと納税は、果樹が大きく貢献し、件数・金額とも県内1位ですが、この実績が当市の認知度向上に今ひとつ反映されていないと感じます。

イオンモールのオープン

も控える中、当市の認知度がさらに浸透しブランド化の効果が実感できるような工夫を凝らした振興施策の展開を図りたい。

(2) 農業関係機関との連携強化について

行政と農業関係機関の連携強化を図り、変化し続ける農業情勢や新たなニーズに対応するため、市農業再

生協議会と農業サポートセ

ンターを軸とした地域農業と農業者を総合的に支援する仕組みづくり（地域営農システムの再構築）を検討されたい。

II 遊休農地対策について

(1) 遊休農地解消ボランティアについて

農家の有償ボランティアを募集し、農地所有者の依頼により登録農家が農業機械を使って除草作業を請け負うなども遊休農地解消の一助になります。遊休農地解消のボランティア農家の募集について再検討された

(2) 農地の売買・貸借情報の公開について



当市で運用する農地バンクの登録情報を農林課の窓口閲覧だけでなく、市ホームページでも公開し、インターネット就農希望者等に貸借情報等を提供されたい。

(3) ニワウルシ対策について

ニワウルシは、すでに市内各所で、さらに耕作放棄地だけでなく道路の法面や河川敷などでも確認されていることから、幼木段階での駆除に関する周知とともに、既に巨木化した樹体伐採に対する経費補助や支援を改めて検討されたい。

III 新規就農者支援について

(1) 樹園地拡大事業補助金の拡充について

新規就農者の多くがブドウ棚設置済み園地を確保し、棚の不具合を修繕しながら栽培していますが、収入が少ない分、修繕費割合も小さくありません。果樹棚修繕にかかる費用の補助について検討されたい。

(2) ブドウ園地の確保について

今年度策定予定の目標地図により、研修生を含めた新規就農者と規模縮小農家のマッチングを進め、園地確保の目的が立つよう支援されたい。

(3) 新規就農者の作業場の確保について

新規就農者の共同作業場が不足することがないよう引き続き確保に取り組みたい。

(4) 農業後継者支援の充実に

ついて
農業次世代人材投資事業の農家子弟のリスク要件の緩和等について、国に要望されたい。

意見書の全文は市のホームページで確認できます。



有害鳥獣を
増やさないために

野菜や果実の取り残り、生ごみの野外放置は、有害鳥獣の冬場の格好のエサとなります。これにより、エサの少ない冬に個体数が減少するはずが、越冬が可能となることで個体数が増加してしまふおそれもあります。

農作物などは農地に放置せず、埋設するなど適切に処理しましょう

問合せ 農林課

☎ 026-248-9004

令和6年10月1日から
長野県の最低賃金は
1時間あたり
998円です。

令和7年
4月から

農地の貸借の方法が変わります

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、「利用権設定等促進事業（いわゆる^{あいたい}相対による農地の貸借）」が廃止され、令和7年4月（地域計画策定後）からの農地の貸借は「**農地中間管理事業（県の農地中間管理機構を介した貸借）**」または「**農地法第3条**」による貸借の2種類のみとなります。

※ 現在、契約期間中の利用権設定事業による貸借は、契約期間満了まで継続されます。契約更新の際に中間管理事業の貸借に切り替えるか、農地法3条による貸借にするかを選択していただきます。

農地の貸借方法の主な変更点

- ◇ 令和7年3月31日をもって、これまでの利用権設定等促進事業は「農地中間管理事業」に統合され、令和7年4月以降の「農地中間管理事業」における地域計画区域内の農地の借り受けは、地域計画の「**目標地図**」に掲載された担い手のみとなります。
※ 貸主（農地の出し手）は、目標地図に掲載される必要はありません。
- ◇ 申請内容が「**地域計画（目標地図）**」に合致すると判断された場合、農地中間管理機構（以下、機構）が双方の間に入って農地の貸借（権利設定）を行います。
- ◇ 農地中間管理事業における貸借の場合の賃料徴収・支払い事務は機構が代行します。
- ◇ 目標地図に掲載のない担い手（受け手）への貸借、目標地図のエリア外の農地の貸借は、農地法第3条により権利設定をしていただくことになります。
（ただし目標地図の担い手は、随時追加・変更が可能です。）

地域計画と目標地図について

農家の高齢化や後継者不足などにより、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されています。守るべき農地を次の世代に確実に引き継いでいくには、地域全体で将来の地域農業のあり方を考え、誰に引き継いでいくかを計画として示し、実践していくことが大切です。

市では、地域での話し合いをもとに、令和7年3月末までに、将来の地域農業のあり方を示した「地域計画」を策定するとともに、10年後の目指すべき農地利用の姿を明確化した「目標地図」を作成して、農地中間管理事業を活用した農地の集約化等を進めていきます。

目標地図とは…農業委員会で実施したアンケート調査の結果や地域での話し合いの結果を踏まえて、1筆ごとに「誰が」「どの農地」を耕作していくかを地図に示して明確にしたもので、農振農用地（青地）のエリアが対象になります。

地域計画・目標地図の策定後は、農地中間管理事業による貸借にあたっては、借り手が借り受けたい農地の将来の担い手として目標地図に記載されているかを確認します。記載がある場合は、農地中間管理機構の仲介による農地の貸借を行います。

2月と3月は、農地の貸借の申請が特に増えます。また、地域計画公告前の駆け込み申請も予想されます。

新規に農地の貸借等を検討されている方は、お早めに農林課または農業委員会にご相談ください。



三浦市で須坂産 農産物を直売！

10月20日(日)、姉妹都市である神奈川県三浦市で開催された「三崎港町まつり」に農地対策部会所属の委員ら11人が参加し、恒例の須坂産農産物のPRと対面販売を行いました。

このイベントは、港町ならではの新鮮な魚介や海産物が格安で販売される即売会が人気で、農業委員会も毎年このイベントに参加、委員自ら栽培した農産物を持ち込んで販売しています。

当日は、あいにくの曇り空で若干の肌寒さを感じる中でしたが、販売開始の1時間前から約50人が列を作り須坂産農産物の人気の高さが伺えました。

今回持ち込んだ農産物は、委員自らが栽培したシナノゴールド、シナノスイート、秋映、シャインマスカット、クイーンルージュ、新米などで、午前7時の販売開始から1時間ほどでりんごが完売、午前10時30分で持ち込んだ農産物は完売となりました。

来場者からは、「今年は朝から並んでなんとか買うことができた。須坂のおいしいりんごとブドウを格安で購入できるので、毎年楽しみにしている。」などの声が寄せられました。

農作物盗難防止 夜間パトロールを 実施しました

収穫期を迎え、シャインマスカットなどを狙った盗難被害が多発することから、被害を未然に防止する

ため、8月25日から10月9日まで夜間盗難防止パトロールを前年度に引き続き実施しました。今年度も、JANAのブドウ部会の役員さんにご協力いただき、土日・祝日を除く毎日、交替で園地周辺の見回りをしました。

農地パトロール(農 用地利用状況調査) を実施しました

農業委員会では、毎年、市街化区域を除く市内の全農地を対象に、農地の利用状況を調査するため、農用地利用状況調査を実施しています。

本調査は、遊休農地の所在把握、違反転用及び無断転用の早期発見を主な目的に実施するもので、今年は8月下旬から9月にかけて実施しました。

今回の調査で遊休農地と確認された農地は、農地法第32条に基づき、農地所有

者に対して今後の利活用についての意向を伺う「利用意向調査」を実施します。

農業委員会から調査票が届いた際は、必ず調査票に回答(中間管理事業を利用する等)していただくようお願いいたします。

農地は一度荒れてしまうと、元の農地に戻すには大変な費用と労力がかかります。また、荒れてしまった農地は次の借り手がなかなか見つかりません。借り手が見つかるまでは、隣接の耕作者などに迷惑がかからないよう草刈り等の管理をお願いいたします。



野焼きは原則禁止です!!

ゴミなどの屋外焼却は、法律により原則禁止ですが、農作業における剪定枝や稲わらの焼却など、やむを得ない場合はその例外とされています。

農作業でやむを得ず野焼きをする場合は、

- ①事前に消防署に届け出る
- ②葉っぱや枝をよく乾燥させる
- ③天候や時間、風向きなどに注意する
- ④家庭ごみや廃プラなどをついでに焚かない

火災予防と周辺の生活環境への配慮をお願いします。

編集後記

今年もあとわずかとなりました。今年9月の早稲刈り、登半島地震、9月の大雨災害と石川県で大きな災害がありました。被災された方々には心からお悔やみ申し上げます。当市では大きな災害はなかったものの、猛暑による果樹の着色不良が見られ、農家の皆さんも対応に苦慮されたと思います。来年が平穏無事な年であることを祈念し、一年間のご愛読に感謝と御礼を申し上げます。

情報・研修委員会(編集委員)

委員長 黒目 孔一
副委員長 春原 博
委員 黒岩 基彦
委員 中村 豊彦